

令和8年度採用 岐阜県公立学校教員採用選考試験

選考の概要

(高等学校教諭、特別支援学校教諭)



岐阜県教育委員会

Q 岐阜県はどのような先生を求めているのですか？

A 岐阜県の求める教師像は次のとおりです。

児童生徒を一人の人間として尊重し、あたたかいまなざしで寄り添う教師

誰一人悲しい思いをさせない、愛情と使命感あふれる教師

いじめや不登校、友人関係トラブルや学力不振等、児童生徒が抱える諸問題に対し…

- 児童生徒の些細な変化にも気づき、心ない言葉や行動に対して、毅然とした態度で指導することができる。
- 児童生徒間のトラブルに対して、よく話を聞くとともに、児童生徒自身が十分考える機会を作り、よりよい仲間関係をつくりだすことができる。
- 他の教員や関係機関等と協力しながら解決を図る協調性、コミュニケーション能力がある。

指導方法を工夫し、児童生徒に確かな学力をつける教師

すべての児童生徒が「分かった」「できた」と実感して学ぶことができる授業をするために…

- 本時、どんな力を身につけることが必要か、身につけるべき基礎的・基本的な内容は何かを明確にし、どうしたら分かるようになるのか、できるようになるのか、児童生徒の姿を思い描きながら、授業の工夫に努めることができる。
- つまずき、悩む児童生徒に寄り添い、励ましと的確な指導・助言を行い、児童生徒に力をつけることができる。
- 「分かった」「できた」ことへの称賛と、さらなる課題の提示を行うことができる。

幅広い教養と高い専門性をもち、常に学び続ける教師

具体的には…

- 児童生徒が自ら考え、解決し、行動できるようにするために、指導・助言ができる幅広い知識と教養がある。
- 社会人としての良識をもち、どのような立場の人とも良好な関係を築きことができる。
- 社会の変化に対応するために、研修会への参加、同僚や先輩教師との交流、読書等のあらゆる機会を通して、教師としての力量を高めようとする向上心がある。

Q 令和8年度採用選考試験の日程はどうなっていますか？

A 試験の日程は次のとおりです。

4月 1日（火）
┆
4月30日（水）

出願期間



6月14日（土）

第1次選考試験



7月 4日（金）

結果通知（電子メール）



7月19日（土）
7月20日（日）

第2次選考試験



8月27日（水）
（予定）

結果通知（文書郵送）

Q 採用選考試験を実施する上で工夫したことは何ですか？

A より公平性・透明性を高め、人物重視の採用選考試験となるような工夫をしています。

令和8年度 主な変更点

- 第1次選考試験の時間変更（教職教養15分→20分、教科専門50分→70分）
- 英語に関する資格等（高等学校英語）の加点の変更（20点→30点）
- 高等学校英語、工業、情報におけるスペシャリスト特別選考の実施

【これまでの主な取組内容】

採用年度	変更内容
令和7年度	➤ 選考試験日程の約1か月の前倒し ➤ 「大学3年生等第1次選考」の実施 ➤ 高等学校英語、工業におけるスペシャリスト特別選考の実施 ➤ 全教科で模擬授業を実施
令和6年度	➤ 第1次選考における集団面接の廃止 ➤ 第2次選考において、全受験者を対象に模擬授業又は実技試験を実施 ➤ 筆記試験における教科専門の問題数、時間の変更（25問60分→20問50分） ➤ 地域限定の試験内容を一般選考と同一とし、実施する教科（科目）を明示 ➤ 高等学校美術、工業におけるスペシャリスト特別選考の実施 ➤ 令和4年度実施の本県教員採用選考試験において、新型コロナウイルスに感染又は濃厚接触者となったことにより第2次選考試験を辞退（欠席）した受験者に対する免除の実施
令和5年度	➤ 筆記試験における教科専門の問題数、時間の変更（30問75分→25問60分） ➤ 地域限定特別選考の対象について、県外出身者の限定解除 ➤ 免除対象の前年度第1次選考合格者の内容変更 ➤ 情報資格所有者への加点導入（情報志願者対象）
令和4年度	➤ 電子申請による申込の実施 ➤ 社会人特別選考の要件変更 ➤ 免除対象者のうち、「岐阜県教諭経験者」を「教諭経験者」に変更 ➤ 第2次選考試験受験者を対象に、Webで適性検査を実施
令和3年度	➤ 社会人特別選考、地域限定特別選考の実施 ➤ スポーツ特別選考の廃止 ➤ 第2次選考試験における適性検査の廃止 ➤ 障がい者特別選考の対象を、全障がい種に拡大 ➤ 新型コロナウイルス感染症対策として、第1次選考試験の筆記試験（教職教養）、第2次選考試験の集団討議及び実技試験の取り止め
2020年度	➤ 加点制度の導入 ➤ 第1次選考試験における免除規定の見直し
平成31年度	➤ 特別支援学校教諭の志願資格（免許状）の変更

Q 社会人特別選考はどのようなものですか？

A 社会経験豊かで優秀な人材を求め、より人物を重視した選考を行います。

対象

必要な教員免許状を所有し（令和8年3月31日までに取得見込の者を含む）、令和7年3月31日時点において、法人格を有する民間企業（学校法人を除く）又は官公庁（国立大学法人が設置する学校、公立学校を除く）等において、常勤の職としての勤務経験が通算して5年以上（休職、育児休業等の期間は除く）ある者

募集人員

高等学校教諭3名程度、特別支援学校教諭で2名程度（「一般選考」の外数）
* 次頁の令和8年度採用予定数には、社会人特別選考における採用予定数は含まず

免除等

- 第1次選考試験における教職教養の免除
- 社会人特別選考で合格とならなかった場合は、一般選考に出願した者として改めて選考

Q 地域限定はどのようなものですか？

A 一定期間、地域の活性化に資する人材を求めたものです。試験内容は一般選考と変わりません。

対象

採用後、郡上地域（郡上市）、恵那地域（恵那市、中津川市）、飛騨地域（飛騨市、高山市、下呂市）のいずれの地域の学校でも10年程度（産休・育休期間を含む）勤務することが可能な者

募集人員

一般選考（高等学校85名、特別支援学校60名）の内数
* 次頁の令和8年度採用予定数には、地域限定における採用予定数は含む

備考

地域限定（一般併願）の教科（科目）において地域限定で出願し、地域限定で合格とならなかった場合は、一般選考に出願した者として改めて選考

Q 受験者数や倍率はどうなっていますか？

A 過去5年間の受験者数、採用者数、倍率及び今回の採用予定数は次のとおりです。

区分及び 教科(科目)	令和8年度 採用予定数	令和7年度			令和6年度			令和5年度			令和4年度			令和3年度		
		受験者数	採用者数	倍率	受験者数	採用者数	倍率	受験者数	採用者数	倍率	受験者数	採用者数	倍率	受験者数	採用者数	倍率
小学校教諭	235名程度	461	238	1.9	504	219	2.3	485	264	1.8	555	308	1.8	607	297	2.0
一般		461	238	1.9	504	219	2.3	485	264	1.8	555	308	1.8	557	270	2.1
算数		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	33	20	1.7
理科		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17	7	2.4
中学校教諭	145名程度	406	127	3.2	471	135	3.5	469	144	3.3	476	157	3.0	500	159	3.1
国語		35	19	1.8	50	15	3.3	43	21	2.0	41	18	2.3	50	21	2.4
社会		64	16	4.0	74	17	4.4	84	19	4.4	72	27	2.7	90	17	5.3
数学		47	21	2.2	62	27	2.3	76	29	2.6	76	36	2.1	58	30	1.9
理科		31	20	1.6	34	16	2.1	30	16	1.9	39	14	2.8	47	20	2.4
音楽		15	6	2.5	25	6	4.2	28	7	4.0	23	8	2.9	35	7	5.0
美術		13	6	2.2	15	4	3.8	9	3	3.0	13	5	2.6	19	6	3.2
保健体育		115	8	14.4	120	13	9.2	108	11	9.8	119	17	7.0	108	18	6.0
技術		7	6	1.2	3	3	1.0	6	3	2.0	5	4	1.3	6	3	2.0
家庭		9	4	2.3	17	6	2.8	8	3	2.7	9	5	1.8	9	4	2.3
英語		70	21	3.3	71	28	2.5	77	32	2.4	79	23	3.4	78	33	2.4
高等学校教諭	85名程度	455	87	5.2	503	87	5.8	497	104	4.8	563	114	4.9	629	121	5.2
国語		41	10	4.1	46	11	4.2	52	15	3.5	47	14	3.4	79	25	3.2
地理歴史		48	9	5.3	68	13	5.2	61	18	3.4	66	16	4.1	74	15	4.9
公民		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
数学		72	7	10.3	65	10	6.5	69	16	4.3	71	9	7.9	96	12	8.0
理科		54	9	6.0	53	7	7.6	53	7	7.6	77	17	4.5	75	8	9.4
英語		38	12	3.2	42	9	4.7	34	10	3.4	47	18	2.6	47	19	2.5
保健体育		102	9	11.3	103	10	10.3	106	10	10.6	106	15	7.1	142	11	12.9
音楽		3	1	3.0	9	0	—	6	1	6.0	10	1	10.0	—	—	—
美術		4	1	4.0	9	2	4.5	—	—	—	15	1	15.0	—	—	—
書道		—	—	—	—	—	—	—	—	—	14	2	7.0	—	—	—
家庭		17	7	2.4	19	6	3.2	23	6	3.8	22	3	7.3	22	5	4.4
福祉		0	0	—	—	—	—	2	2	1.0	8	1	8.0	—	—	—
農業		10	3	3.3	5	1	5.0	13	8	1.6	13	3	4.3	14	5	2.8
工業		18	7	2.6	18	6	3.0	16	4	4.0	14	8	1.8	18	10	1.8
商業		40	10	4.0	42	10	4.2	44	5	8.8	43	3	14.3	52	6	8.7
情報		8	2	4.0	24	2	12.0	18	2	9.0	10	3	3.3	10	5	2.0
特別支援学校教諭	60名程度	144	58	2.5	167	64	2.6	157	66	2.4	154	57	2.7	198	80	2.5
養護教諭	12名程度	157	13	12.1	170	15	11.3	155	20	7.8	154	29	5.3	159	33	4.8
栄養教諭	若干名	28	1	28.0	37	2	18.5	32	4	8.0	29	5	5.8	37	9	4.1

※採用者数には、採用延期からの採用者数を含む。

※令和8年度採用予定者数には、社会人特別選考及びスペシャリスト特別選考の採用予定数は含まない。

Q 試験内容はどのようなものですか？

A 教師としての基礎的な知識や技能はもとより、求める教師像に照らした“人物重視”の試験を行っています。

第1次選考試験

筆記試験（教職教養）

10問20分

教員としての専門性をみます

筆記試験（教科専門）

20問70分

教員としての専門性をみます

第2次選考試験

論文試験

60分

教育に関するテーマについて、自分の考えを論文としてまとめる試験

論理的な思考力や表現力をみます

模擬授業

**種別・教科によって、
時間・内容が異なる**

教科の専門性、実践的な指導力をみます

個人面接試験

20分程度

民間企業や教職の専門家等による面接

教員としての適格性や将来性をみます

プレゼンテーション面接試験

20分程度

教育現場等における場面で教育者としての行動を考え、実際に演示した後、質問に回答する形態の試験

表現力、論理性をみます

※第2次選考試験受験者全員を対象にWebで適性検査を実施し、個人面接試験の参考資料とします。

Q 筆記試験（１次）の内容は配点は怎么样了？

A 解答は全てマークシート方式で、電算処理されます。

	高等学校	特別支援学校
教職教養 〔10問20分〕 100点	教職教養、教育原理、教育心理、教育法規、人権教育 ＊学習指導要領からの出題も含む	
教科専門 〔20問70分〕 400点	各教科に関する内容 ＊学習指導要領からの出題も含む	各教科、特別の教科 道徳、 外国語活動・外国語、 総合的な探究の時間、特別活動、 自立活動、障がい児教育 ＊学習指導要領からの出題も含む
採点方法	電算処理	

参考

令和 7 年度採用教員作用選考試験 教職教養

1 次の文章は、「こども基本法（令和 4 年法律第 77 号）」の第一条及び第二条の一部である。A ～ D に当てはまる語句が正しいものを「○」、誤っているものを「×」としたとき、その組合せとして正しいものを、次の①～⑤の中から一つ選べ。解答番号は 1。

第一条 この法律は、日本国憲法及び A 教育基本法 の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、B 基本理念 を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、C こども政策推進会議 を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

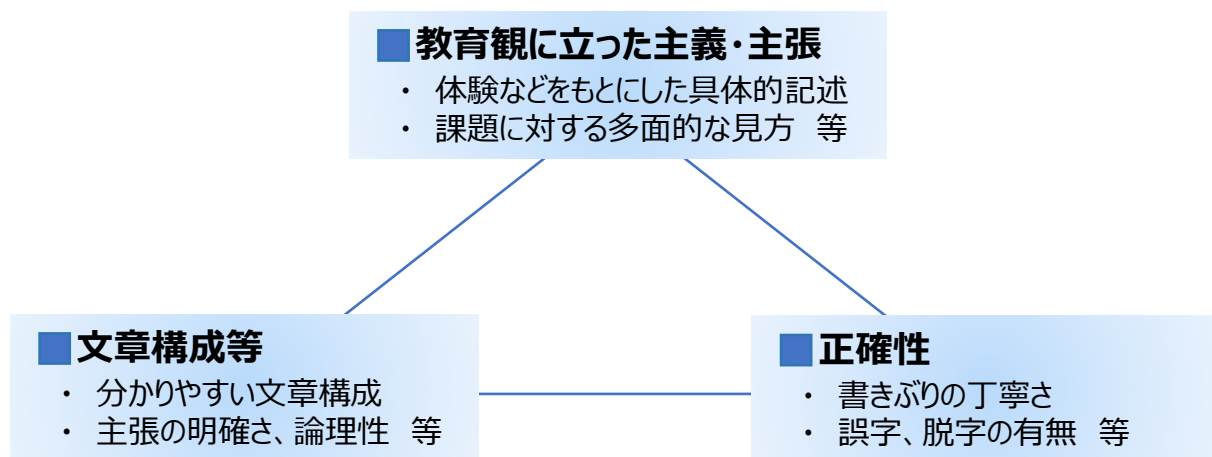
第二条 この法律において「こども」とは、D 18 歳未満の者 をいう。

- | | | | | |
|---|-----|-----|-----|-----|
| ① | A ○ | B ○ | C ○ | D ○ |
| ② | A ○ | B × | C ○ | D ○ |
| ③ | A × | B × | C × | D × |
| ④ | A × | B ○ | C ○ | D × |
| ⑤ | A × | B × | C × | D ○ |



Q 論文試験（２次）はどのような観点で評価されるのですか？

A 論文試験は、次のような観点で評価を行っています。



参考

令和７年度採用教員作用選考試験 論文試験

次の課題について、別紙原稿用紙（１枚）に論述せよ。（720字以上800字以内）

課題

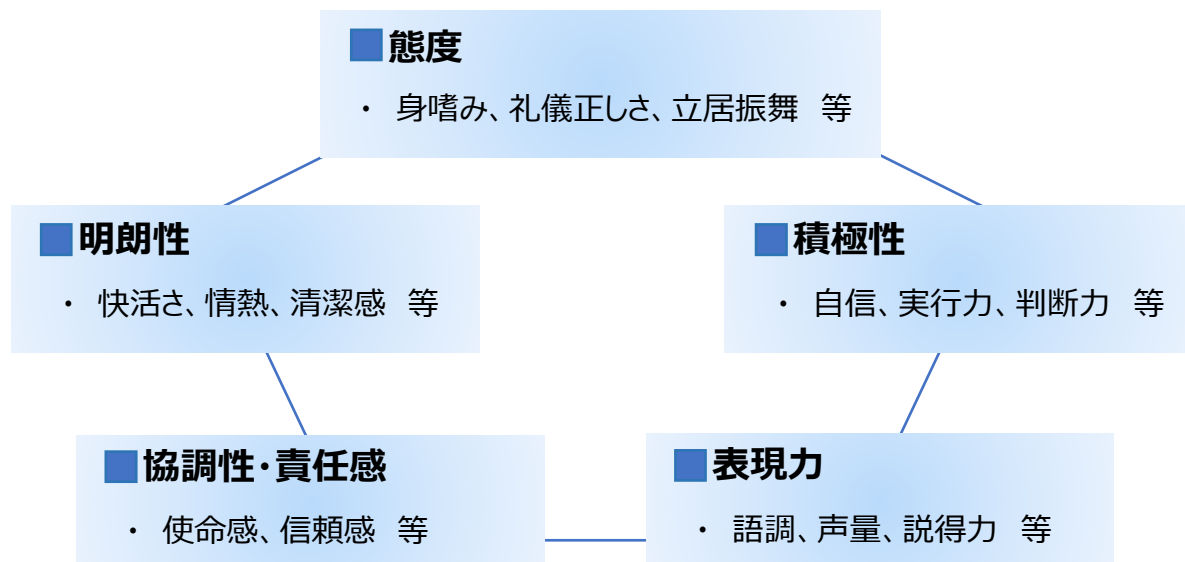
変化がめまぐるしく予測困難な社会を生き抜いていくためには、子どもたちが、「自立力」「共生力」「創造力」をバランスよく身に付け、これら３つの力を発揮していくことが必要である。

このうち、「つながり、認め合い、支え合う力」である「共生力」を育むために、あなたが日々の教育活動で実践したいことについて、あなたの経験も踏まえて、具体的に述べなさい。

Q 面接試験（２次）はどのような観点で評価されるのですか？

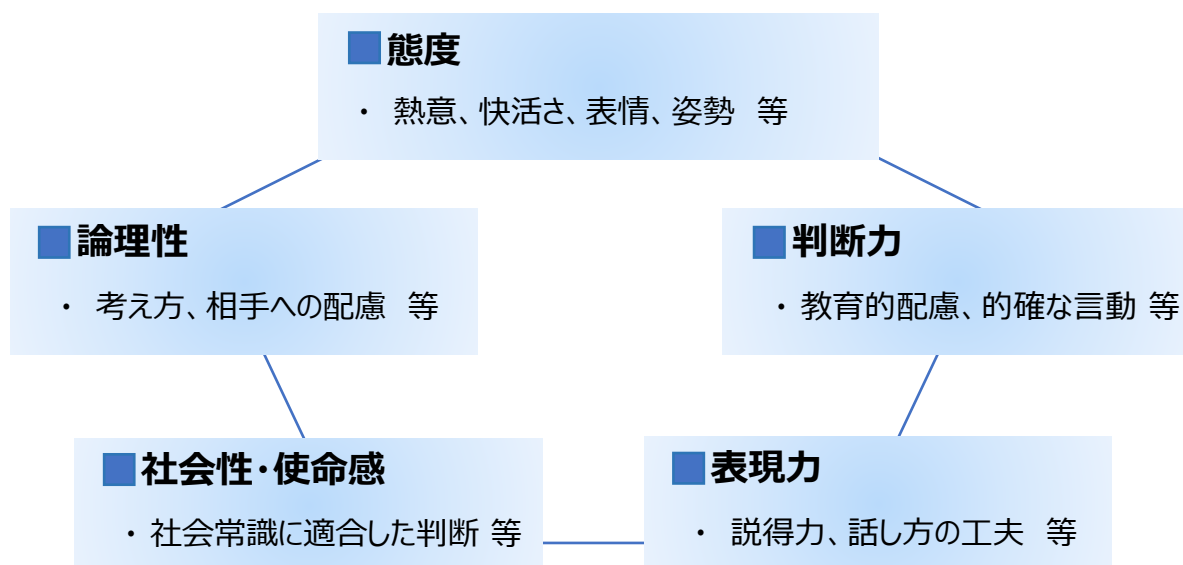
A 第２次選考試験の個人面接試験、プレゼンテーション面接試験は、次のような観点に基づき、１０段階に分けて評価します。

個人面接試験



※第２次選考試験受験者を対象に、Webで適性検査を実施し、個人面接試験の参考資料とします。

プレゼンテーション面接試験



Q プレゼンテーション面接試験の内容はどのようなものですか？

A 学校生活に関係する具体的な場面設定をもとに、児童生徒に対する働きかけや保護者に対する説明等を、面接委員の前で実際に演じます。その後、内容に係る質問を中心に応答します。

プレゼンテーション面接試験の実施方法

1

課題提示

試験開始時に、面接委員から課題が提示される。

2

準備

提示された課題について、数分間で、面接委員の前で演じる内容を検討し、発表の準備をする。

3

プレゼンテーション

対象児童生徒・保護者が目の前にいるものと想定し、数分間で、児童生徒への働きかけや保護者への説明等をする。

4

質問

面接委員の質問に対して、自分の考えを説明する。

参考

令和7年度採用教員作用選考試験 プレゼンテーション面接試験 出題例

高等学校教諭

あなたは高校2年生のホームルーム担任です。4月最初のホームルーム活動でホームルーム役員の選出をすることになりました。ホームルーム役員の選出に当たり、最初に学級委員を決めることにしましたが、誰も立候補する様子がありません。この状況を踏まえて、ホームルーム全体に向けて話をしてください。

特別支援学校教諭

あなたは特別支援学校小学部3年生の知的障がい通常学級の担任です。あなたの学級の児童Aは昆虫が大好きで、朝の登校時に保護者が送迎する車から降りるとすぐに道路に座り込んで、自分の関心のある昆虫がいらないかを探し、見つかるまで校舎に入ろうとしません。

ある日の登校時も、児童Aは車から降りてからずっと昆虫を探していますが、なかなか関心のある昆虫が見つかりません。このままでは朝の会や授業に遅れる可能性があります。この状況を踏まえ、児童Aに話をしてください。

Q 模擬授業（２次）の内容はどのようなものですか？

A 各志願種別、各教科の専門的な指導ができるための実践的な指導の能力をみます。

- 全ての志願校種・教科（科目）で実施します。
- 高等学校教諭のうち、保健体育、音楽、美術、書道、家庭については、模擬授業の中で実技に係る試験を実施します。

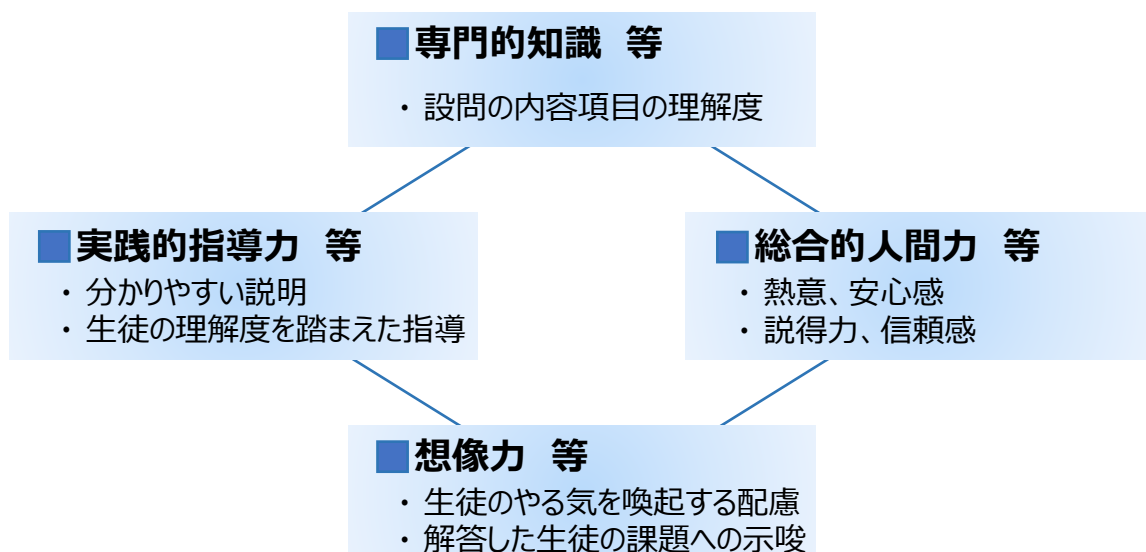
■ 昨年度の模擬授業の内容はこちらから

<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/edu/415625.html>



Q 模擬授業（２次）はどのような観点で評価されるのですか？

A 志願種別・教科（科目）により観点や配点等は異なりますが、いずれの教科も、以下のような評価の拠り所をもって評価します。



Q 実技に係る試験を含む模擬授業の内容はどのようなものですか？

A 教科（科目）の専門的な指導ができるための実践的指導力を、実技と生徒を指導する場面を設定した模擬授業で評価します。

令和 8 年度採用
実施教科（科目）

保健体育、音楽、美術、書道、家庭

【令和 7 年度採用（令和 6 年度実施）】の試験内容

教科 (科目)	内容
保健体育	①模擬授業（陸上競技〔ハードル走〕） ②実技に係る試験（2 種目） （バレーボール、バスケットボール、サッカーから 1 種目、剣道、柔道、ダンスから 1 種目）
音楽	①模擬授業 ②主専攻実技の演奏 ③弾き歌い ④新曲視唱
美術	①模擬授業 ②鉛筆写生
家庭	①模擬授業 ②マセドアンサラダの調理 ③手縫い、ミシン縫い、刺繍の実技

【令和 6 年度採用（令和 5 年度実施）】の試験内容

教科 (科目)	内容
保健体育	①陸上競技（ハードル走） ②器械運動（マット運動） ③ダンス ④バレーボール、バスケットボール、サッカーから 1 種目
音楽	①主専攻実技の演奏 ②弾き歌い ③新曲視唱
美術	①鉛筆写生
家庭	①葉巻き卵、牛奶豆腐の調理 ②手縫い、ミシン縫い、刺繍の実技

■ 昨年度の実技試験の内容はこちらから
<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/edu/415625.html>



Q どのような人が面接委員や模擬授業試験官になっていますか？

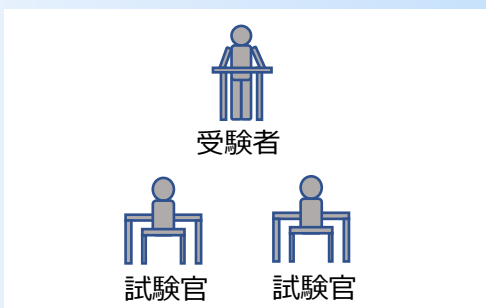
A “人物”を幅広い視野から見るために、教育委員会以外の方々も委員として登用しています。

個人面接試験・プレゼンテーション面接試験



- 学校の管理職（校長等）
- 民間企業の人事等担当者
- 学校 P T A 役員等経験者
- 知事部局の職員 等

模擬授業



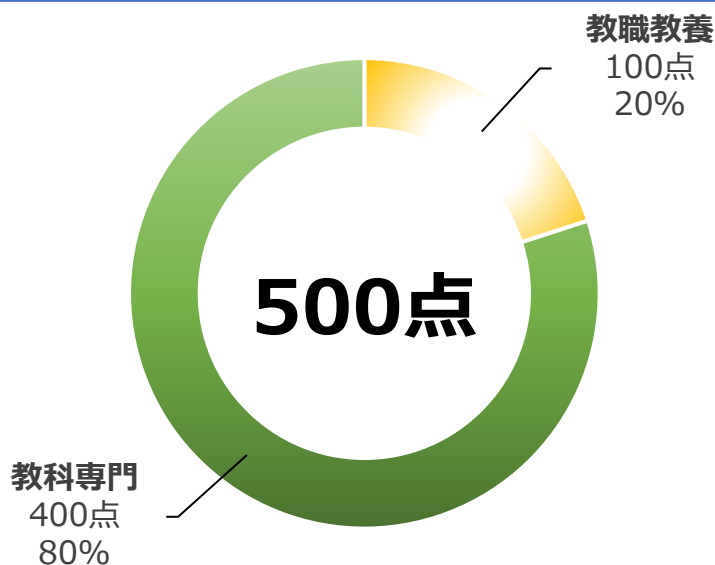
- 学校の管理職（教頭等）
- 教育委員会指導主事 等

※教科（科目）により、席の配置等は異なります。

Q それぞれの試験の配点割合はどのようなになっているのですか？

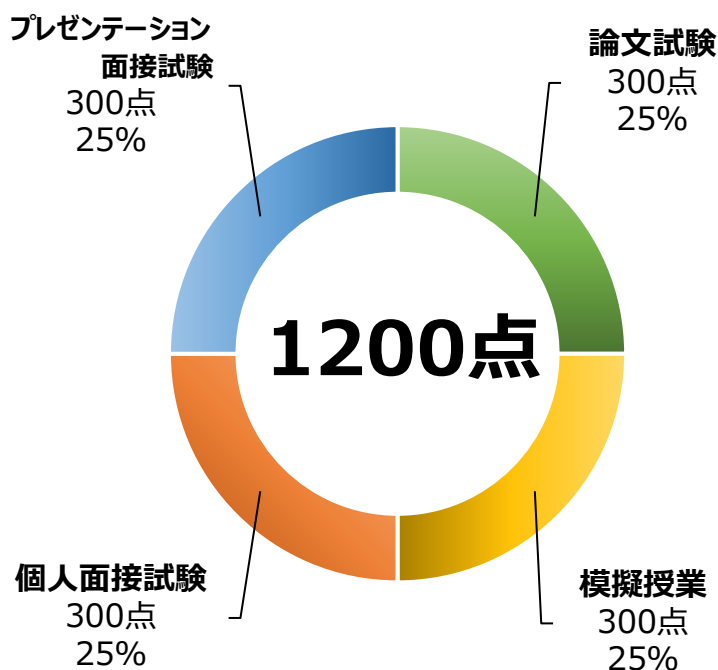
A 個人面接試験やプレゼンテーション面接試験等を通して、“人物重視”という本県の特徴が出るようにしています。

第1次選考試験



- 筆記試験には、教職教養と教科専門があります。
- 実施要項に示す資格・特技等を有する人について、申込時に申請があり、かつ要件を満たしている場合、第1次選考に際して、加点が認められます。

第2次選考試験



Q 適性検査はどのように行うのですか？

A 第2次選考試験受験者を対象にWebで実施します。
適性検査は、個人面接試験の参考資料とします。

適性検査の流れ

6月14日（土）

第1次選考試験



7月4日（金）
（予定）

第1次選考試験結果通知

- 合格者に対し、電子メールで結果とともに適性検査の受検案内を通知
【通知内容】
 - ・受検URLと受験者ID
 - ・受検開始日、受検終了日

※受検期間中に、必ず実施してください



受験期間中

適性検査 実施（Web）



7月19日（土）
7月20日（日）

第2次選考試験

適性検査は、個人面接試験の参考資料とします

Q 合否はどのようにして決定されるのですか？

A 公平で透明性の高い採用試験を実施していくために、決定までの過程に次のような工夫をしています。安心して受験してください。

合否決定までの流れ

問題の作成

- ・三親等以内に受験者がいる者は、業務に携わりません。

第1次選考試験

試験の実施

- ・筆記試験問題の持ち帰りを実施しています。

入力、採点、集計

- ・**合格者は、第1次選考試験の合計得点により決定**
- ・各作業は、必ず複数の担当者で実施します。
- ・作業中は、受験者の氏名が見えないようにしています。
- ・筆記試験のマークシートは、機械で自動的に読み取ります。

合否の選考

- ・合否を決定する選考会議には教育委員が参加しています。

結果の通知

- ・選考結果は、受験者本人に対する**電子メール**による通知、岐阜県教育委員会ホームページへの受験番号の掲載により行います。電話での対応はできません。
- ・不合格者に対する情報提供を行います。

第2次選考試験

試験の実施

- ・論文試験問題の持ち帰りを実施しています。

合否の選考

- ・**合格者は、第2次選考試験の合計得点により決定**
- ・第2次選考試験の各試験のうち、一定の基準に達しないものはある場合、合計得点に関わらず不合格となります。
- ・合否を決定する選考会議には教育委員が参加しています。

結果の通知

- ・選考結果は、受験者本人に対する**文書郵送**による通知、岐阜県教育委員会ホームページへの受験番号の掲載により行います。電話での対応はできません。
- ・不合格者に対する情報提供を行います。

採用

- ・令和8年4月1日～

Q 採用後の配置はどのようなになっているのですか？

A 1校目は原則として受験した校種に配置されますが、受験した校種以外にも配置されることがあります。

【基本的な考え方】

児童生徒の発達段階をトータルに捉えて教育活動を行い、教員としての資質向上を図るため、2校目以降は受験した校種以外の学校等にも計画的に配置されます。

他校種の学校をはじめ、社会教育文化施設や行政機関、大学院、民間企業等で経験を積む機会を幅広く設けています。

こうした交流や経験、研修を通じて、新しい視点で児童生徒を捉えることができるようになります。

2校目以降の配置例（高等学校教諭・特別支援学校教諭）

高等学校	→	中学校
高等学校	→	特別支援学校
特別支援学校	→	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校
高等学校	→	他県の高等学校（人事交流）
特別支援学校	→	他県の特別支援学校（人事交流）
高等学校	→	博物館、図書館等の社会教育文化施設
高等学校・特別支援学校	→	知事部局を含む県の行政機関
高等学校・特別支援学校	→	国の行政機関（研修）
高等学校・特別支援学校	→	大学院や民間企業等（研修）